



平成30年8月17日

各位

会社名 ミサワホーム中国株式会社
代表者名 代表取締役社長 南雲 秀夫
(コード番号1728 東証)
問合せ先責任者
執行役員管理部長 米田修一
(TEL 086-245-3204)

単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

弊社は平成30年8月17日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

「1. 単元株式数の変更」に伴うものであります。なお、会社法第195条第1項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

以上